



認可保育所の指導検査について (認可保育所指導検査の概要)



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当



指導検査の目的

児童福祉法等をはじめ労働基準法、消防法などの法令に照らし、設備及び運営に関する基準等の適合状況及び都が別に定める指導検査に係る基準・方針等に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、児童福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって都における社会福祉のより一層の増進に寄与する。



認可保育所の指導検査の根拠

- ◆児童福祉法第46条
- ◆児童福祉施設等指導検査実施要綱
- ◆保育所指導検査基準

→東京都福祉局ホームページ参照

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/index.html>)

>福祉の基盤づくり

>社会福祉法人・施設等の指導検査

>指導検査要綱・実施方針・検査基準・自己点検票

>9 社会福祉法人・施設等指導検査基準(10)



一般的な指導検査の流れ

① 施設調査書の提出(全施設)



② 検査対象施設に対し、実施通知を送付



③ 実地検査の実施



④ 検査結果通知の送付



⑤ 改善状況報告書の提出(文書指摘がある場合)

次回検査
への反映



⑥ 改善状況報告書の確認・再指導等



このほか、著しい不適正、重大な不正、改善の遅延等、大きな問題があった場合は、
隨時対応(特別指導検査)を実施



令和6年度保育施設指導検査等実施方針 一般指導検査の重点項目（運営管理）



1 職員の確保及び処遇

- ア 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- ウ 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- エ 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

2 安全対策の徹底

- ア 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- イ 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。



一般指導検査の重点項目（保育内容）



1 保育所保育指針の徹底

- ア 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- イ 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

2 児童一人一人に応じた保育の徹底

- ア 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- イ アレルギー疾患有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

3 安全対策の徹底

- ア 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- イ 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- ウ プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- エ 上記アからウにかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- オ 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。



一般指導検査の重点項目（会計経理）

1 適切な会計処理の徹底

- ア 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- イ 計算書類等が適正に作成されているか。
- ウ 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- エ 保育所単位での資金管理(積立資産含む。)が適正に行われているか。



2 管理組織の確立

- ア 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- イ 資産管理が適正に行われているか。

3 契約事務の適正化

- ア 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
- イ 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。



新制度における指導検査

- ◆ 「認可保育所」に対する指導検査は、都が実施(児童福祉法第46条)
- ◆ 施設型給付の支給対象として確認した「特定教育・保育施設」に対する指導検査は、区市町村が実施(子ども・子育て支援法第14条)

	設置等		指導検査		
	実施機関	根拠	実施機関	根拠	主な検査内容
認可保育所	都が認可 <公立・公私連携型 保育所:届出> (※)	児童福祉法 第35条	都 (※)	児童福祉法 第46条	保育所の認可基準(児童福祉法第45条 第1項に基づく都条例等)の遵守状況
特定教育・ 保育施設	区市町村が確認	子ども・子 育て支援法 第27条 第31条	区市町村	子ども・子育 て支援法 第14条	特定教育・保育施設の運営基準(子ども ・子育て支援法第34条第2項に基づく区 市町村条例等)の遵守状況

※ 八王子市(中核市)、児童相談所設置市の保育所の認可・指導検査は、区市町村が実施。

公私連携型保育所の指導検査は区市町村が実施(児童福祉法第56条の8)。



都と区市町村の検査範囲

<認可保育所>

児童福祉法
に基づく
指導検査の範囲

II
都の認可基準
及び
関係法令・通知・要綱
を適用

上記以外のもの

<特定教育・保育施設>

【A】 個々の区市町村が独自又は上乗せして定める内容
【B1】 施設の利用手続き等に関する内容
【B2】 給付費請求、利用者負担額受領等に関する内容
【B3】 委託費の経理等に関する内容
【C】 運営に関する内容 (保育の内容、質の評価、衛生管理、苦情解決など)
【D】 設備・人員に関する内容 (面積、職員配置など)

区市町村の運営基準
及び
関係法令・通知・要綱
を適用

子ども・子育て
支援法に基づく
指導検査の範囲

他法(福祉関係以外)に関する内容 (例)消防法、労働基準法
社会福祉法に基づく会計基準に関する内容

※ 区市においては、社会福祉法人所管
部署との連携が重要

区市町村による指導検査の形態（参考）



■ 指導（子ども・子育て支援法第14条）

区市町村の運営基準や施設型給付費の請求に関する事項等についての周知徹底、過誤・不正の防止を図る。

- ① 集団指導：1年以内に新たに確認を受けた施設など
- ② 実地指導：全ての特定教育・保育施設を対象に計画的に実施

■ 監査（子ども・子育て支援法第38条）

基準違反、施設型給付費の不正・不当な請求等に対し、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置をとる。

（指導から監査への移行を含む。）

⇒ 勧告、命令、確認の取消し等の措置

（※）特定教育・保育施設等指導指針及び同監査指針

（平成27年12月7日内閣府・文部科学省・厚生労働省通知（平成30年3月7日一部改正））



認可保育所（特定教育・保育施設）への 指導検査における都と区市町村との連携・支援

◆合同実施

都が行う児童福祉法に基づく指導検査と、区市町村が行う子ども・子育て支援法に基づく指導検査とを合同で行うことと、認可保育所への指導検査を効果的に実施するとともに、実地における区市町村への技術的支援を行う。

※ 合同実施の場合、対象施設へは都及び区市町村から、各々 検査の実施通知を発出（合同実施である旨も記載）

◆立会い支援

都が実施する認可保育所への指導検査の場を活用し、立会いの区市町村職員に、検査の進め方や検査事項の確認方法等、実地における技術的支援を行う。



指導検査の意義

☆子供のため

… 保育の質の向上

☆保護者のため

… 安心・安全の確保

☆園及び職員のため … リスクマネジメント